デジタル・フォレンジック・コミュニティ2018 2018年12月11日(火) 「デジタルファーストを進めるための法整備」 小木曽 稔

# 『デジタルファースト法案』 への要望事項

2018年6月19日



## 我々の考える『デジタルファースト法案』の骨格(1)

#### 法体系

行政手続き改善立法にとどめるべきものではなく、『官民データ活用推進基本法』の趣旨を踏まえた総合的な立法

目的

官・民サービスのデジタル化、社会全体のデジタル化の徹底による国民の利便性の向上と国全体の競争力の向上

#### 基本理念

行政手続きを含め社会全体で以下の3原則の徹底を目指すことによりデジタルトランスフォーメイションを実現するデジタルファースト/ワンスオンリー/コネクテッド・ワンストップ

**KPI** 

民間サービス提供の完全デジタル化を阻む法令の完全撤廃 その他デジタル化阻害要因の規制や民間慣行の撤廃 行政手続き100%デジタル化

# 我々の考える『デジタルファースト法案』の骨格②

基本的な施策	1. デジタル完結な世界最先端サイバー経済圏の構築 【民と民の関係】
	2. 世界最先端の電子政府の構築【官と民の関係】
	3. データ体系とデータ基盤の構築・充実 【上記1・2を支える基盤】
	4. 新技術の活用【上記1~3を支える共通要素】
	5. 社会全体のデジタル化に向けた旗艦プロジェクトの導入
	6. 官民のキャッシュレスプラットフォームの整備
	7. 上記1から6を進めるための体制の整備

# 【参考①】デジタルファースト法案の検討状況(政府資料)

- ■「IT新戦略の策定に向けた基本方針」(平成29年12月12日IT本部・官民データ活用推進戦略会議決定) や、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定) に基づき、業務改革(BPR)の徹底とデジタル化の推進により利用者中心の行政サービスを実現する必要。このため、現在、内閣官房において「デジタルファースト法案」の検討を行ない、オンライン化の徹底及び添付書類の撤廃について取組を進めているところ。
- 平成29年度に実施した「行政手続等の棚卸」の結果や現在実施しているヒアリングで把握した事項を踏まえつつ、法案の内容の検討を実施中。

#### <法案の主な内容(検討中)> -

- ① 行政手続のオンライン化の徹底
  - ✓ 行政手続のオンライン原則
  - ✓ 本人確認手法のデジタル化
- ② 添付書類の撤廃
  - ✓ 行政機関間の情報連携等による添付書類の省略
  - ✓ 添付書類のデジタル化
- ③ デジタル化を実現するためのシステム整備等
  - ✓ オンライン化及び添付書類の撤廃のためのシステム基盤の整備
  - ✓ システム整備に当たってのAPIの整備及び活用
  - ✓ デジタル化に当たってのデジタル・デバイドへの配慮

# 【参考②】官民データ活用推進基本法の概要

**目的** インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用(「官民データ活用」という。)の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。(1条)

#### 第1章 総則

- ◆「官民データ」とは、電磁的記録(※1)に記録された情報(※2)であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。(2条)
  - ※1 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。
  - ※2 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。

#### ◆ 基本理念

- ①IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る(3条1項)
- ②自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等を図り、活力ある日本社会の実現に寄与(3条2項)
- ③ 官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、 効果的かつ効率的な行政の推進に資する(3条3項)
- ④官民データ活用の推進に当たって、
  - ・安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等が害されないようにすること(3条4項)
  - ・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での 情報通信技術の更なる活用(3条5項)
  - ・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための 基盤整備 (3条6項)
  - ・多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の 基盤整備(3条7項)
  - ・AI IoT クラウド等の先端技術の活用(3条8項)
- ◆ 国、地方公共団体及び事業者の責務(4条~6条)
- ◆ 法制上の措置等 (7条)

#### 第2章 官民データ活用推進基本計画等

- ◆ 政府による官民データ活用推進基本計画の策定(8条)
- ◆ 都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定 (9条1項)
- ◆ 市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定(努力義務)(9条3項)

#### 第3章 基本的施策

- ◆ 行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進(10条)
- ◆ 国・地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し(コンテンツ流通円滑化を含む)(11条)
- ◆ 官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの 構築等(12条)
- ◆ 地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正(14条)
- ◆情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(サービスブラットフォーム)(15条)
- ◆ 国及び地方公共団体の施策の整合性の確保 (19条)
- ◆その他、マイナンバーカードの利用(13条)、研究開発の推進等(16条)、人材の 育成及び確保(17条)、教育及び学習振興、普及啓発等(18条)

#### 第4章 官民データ活用推進戦略会議

- ◆ IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置 (20条)
- ◆ 官民データ活用推進戦略会議の組織(議長は内閣総理大臣) (22、23条)
- ◆ 計画の案の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備(議長による重点分野の指定、関係行政機関の長に対する勧告等)(20条~28条)
- ◆ 地方公共団体への協力 (27条)

#### 附則

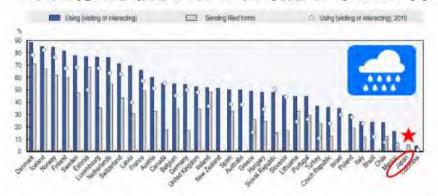
- ◆ 施行期日は公布日 (附則1項)
- ◆本法の円滑な施行に資するための、国による地方公共団体に対する協力(附則2項)

### 総合立法の必要性①

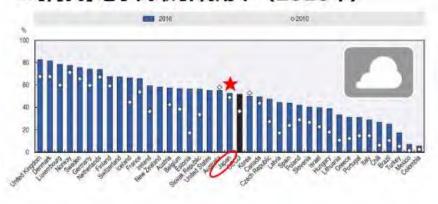
#### 民民取引のデジタル化の遅れ

#### 国の行政手続き含め オンラインサービスの利活用が進んでいない

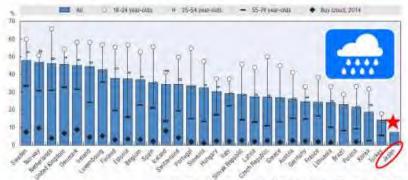
■国の行政手続きのオンライン利用率(2016年)



#### ■【再掲】電子商取引利用率(2016年)



#### ■クラウドサービス利用率(2016年)

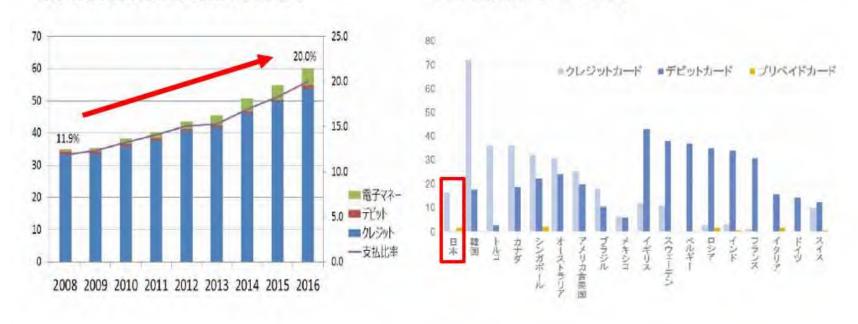


出典: OECD Digital Economy Outlook 2017

# 総合立法の必要性② キャッシュレスの遅れ

#### 国内のキャッシュレス化は一定の進展が見られる 国際比較では利用があまり進んでいない

■国内のキャッシュレス支払額と 民間最終消費支出に占める比率 ■各国のキャッシュレス手段別民間最終消費出に 占める割合(2015年)



出典:経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」

## 総合立法の必要性③ 国全体のデジタル化の視点

#### シンガポールによるスマート国家(Smart Nation)構想

- ●Smart Nationは、<u>最新のICT技術の導入で人々が暮らしやすい街を作ろうという、スマート</u> シティの考え方を国レベルに拡大したシンガポール政府のビジョンで、2014年11月に発表された。
- ●世界初の「スマート国家」の実現に向け、以下を推進中。
  - ・人通りや交通量の多いエリアにセンサーを設置する「スマート・ネーション・プラットフォーム (SNP)」。
  - ・インテリジェント交通システムと無人走行自動車システムのデータ収集・分析(サイバー・フォレンジック)に特化する「サイバーセキュリティー・リサーチセンター」の設立。
  - ・サイバーセキュリティー分野の戦略・政策立案を担当する「サイバーセキュリティー庁(CSA)」 の新設。
  - ・国内全土を詳細に表示する3次元地図「バーチャル・シンガポール」の制作
  - ・規格が異なる無線通信を組み合わせ、効率の良い通信環境を実現する「ヘトロジニアスネット ワーク」の実証実験など。
- ●上記ビジョンを政府全体で推進するために当初首相府(Prime Minister's Office)にSmart Nation Programme Officeが設置されたが、2017年5月1日付で財務省と情報通信省の デジタル部局が統合し「スマート国家デジタル政府グループ(SNDGG)」が新設された。

(出典)JETRO資料から抜粋加工

## 総合立法の必要性③ 国全体のデジタル化の視点

#### 都市のデジタル3次元モデル化 ~シンガポールの『バーチャル・シンガポール』~

- ●3Dモデリング技術を活用して<u>シンガポールの国土全体をまるごと3Dモデル化</u>。民間企業の技術を活用して開発中。
- ●環境・防災・交通シュミレーション、インフラ・エネルギーの管理などに活用。
- ●人口密度が高く、都市開発が盛んなシンガポールでは、交通網の渋滞や建物の建設時の 騒音が課題になっている。道路の整備なども進められているが、<u>政府機関や省庁の連携が悪く、</u> 工事に無駄が多い点が問題視されている。バーチャル・シンガポールの目的は、こうした問題の 改善になる。
- ●<u>仮想空間上に都市を再現</u>し、<u>3Dモデル上でさまざまなシミュレーションができるアプリを導入</u>することで、道路やビルを新設した場合の車の流れの変化や、工事の進行度を可視化できる。こうした情報は、<u>異なる省庁のスタッフがリアルタイムで共有</u>できるため、渋滞緩和策の立案や工事の効率化につなげられる。

## 総合立法の必要性④ 社会全体のデジタル化の視点

#### 交通のデジタル化(デジタルモビリティ革命)



フィンランドでは、モビリティアズアサービス (MaaS) に対応するための新法も制定

- ✓ フィンランドでは、人流・物流を含む様々なモビ リティサービスを一本化した、輸送サービスに関 する新たな法律(Act on Transport Services)を 制定
- ✓ モビリティアズアサービス (MaaS) など輸送サービスの デジタル化と新しいビジネスモデルに対応
- ✓ サービス提供レイヤーとプラットフォームレイヤーに分けて規律し、それぞれに対して一定の義務を課している

1. デジタル完結な世界再先端サイバー経済圏の構築

# ①利用者目線から見たKPIの法定化

- デジタルファースト
  - ・いつでもどこでもデジタル環境で必要な民間サービスを受けられる。
  - 同種のサービスで<u>オンラインとオフライン</u>とで格差や規制が発生 しないように<u>イコールフッティング</u>を徹底する。
  - ・遠隔医療・服薬指導、遠隔教育、不動産取引のオンライン化など <u>デジタル完結サービスを実現</u>する。

### 1. デジタル完結な世界再先端サイバー経済圏の構築

# ②『非デジタル5原則』(対面原則/書面交付原則/押印原則/印紙原則/書式・様式原則)の完全撤廃と今後の設定禁止等

- ▶ 民民の取引において、各事業法令等により、デジタルコミュニケーションを阻害する非デジタル5原則が定められている場合は、それを完全撤廃し、また、国地方公共団体等の行政機関が今後そのようなものを民民取引に要請することの禁止を義務付ける。例外は安易に認めるべきでない。どうしても必要な場合があったとしても、その当否を別の有識者が入った検討会や外の行政機関がチェックする仕組みが必要であり、所管省庁だけで決定できてしまう制度はしり抜けになるおそれ。
- ▶ 上記の前段を確保するため、『一括整備法令』を合わせて整備する。
  - ・次頁以降に一例を述べる。
- ▶ アナログ5原則を取引相手に求めないことの努力義務を民間事業者に 課すことにより、デジタル化を阻む慣行を撤廃させる。

#### 一括整備法令による改正対象となる法令の例①

対象となる法令	改	正目的•内容
薬機法4条、9条の3、36条の4、36条の6 等	薬局医薬品及び要指導医薬 品の対面規制の撤廃	・処方箋薬、薬局医薬品、要指導医薬品に係る対面規制の 削除。 ・「要指導医薬品」というカテゴリーの撤廃。
電子処方箋の運用ガイドライン 等	処方箋の完全電子化	・現行は患者が処方箋IDが記載された『電子処方箋引換証』の 紙を薬局に持参することとなっているが、医療機関から患者 への処方箋のオンライン送信を可能にする。
会社法301条 等	株主総会の事業報告等の ウェブ開示のデフォルト化	・株主総会招集と関係資料の提供につき、事業者側がウェブ開示をデフォルトの事業報告等のウェブ開示制度はあるものの、対象は限定されている。 ・世界的なペーパーレスの流れに遅れており、事業者側に多大なコストを負担させ、株主側に十分な検討時間を与えられない等の弊害がある。方法として選択できるようにする。
金融商品取引法 等	金融商品取引契約等における 説明方法としての 電子書面交付のデフォルト化	・金融商品取引契約等では、法令上、説明方法として、事業者 側が電子交付をデフォルトの方法として選択できるようにする。
宅建業法上の解釈等	不動産取引の 重要事項説明での 対面原則の完全解禁	・ITを活用した不動産取引の重要事項説明について、社会 実験の結果、賃貸は解禁されているがその他の分野に ついての解禁が課題として残っている。
宅地建物取引業法34条の2、35条、37条 等	不動産取引における重要事項 説明書面等の電子化	・不動産取引における重要事項説明書面、媒介契約書面及び 37条書面について現行法令上「書面」とのみあるのを電子 署名したうえでの電磁的方法による交付も認めることとする。
借地借家法22条、38条、39条 等	借地借家契約の電子化	・借地借家法上、「書面」とのみあるのを電子署名したうえでの 電磁的方法も認めることとする。
消費税法8条、消費税法施行令18条、消費税法施行規則 6条・7条、消費税基本通達8-2-1、8-2-2、経産省・観光庁作成の『消費税免税店の手引き』	免税手続店カウンターでの 物品同一性の確認の デジタル化	・外国人旅行者向け消費税免税制度における『物品の同一性確認(物品とレシートの照合)の手段』が目視に限定されているので、スマホのカメラ機能の活用等も認めるべき。

#### 一括整備法令による改正対象となる法令の例②

対象となる法令	改正目的•内容		
旅行業法第12条の4、第12条の5、施行令第1条	旅行業における 契約内容に関する 電子書面交付デフォルト化	・法令上、事業者側が電子交付をデフォルトの方法として選択 できるようにする。	
労働者派遣法施行規則21条3項、4項	労働者派遣契約の締結に おける書面記載という 書面原則の撤廃	・労働者派遣契約の必要契約事項について契約当事者に 対して書面に記載させることとしていることについて、電磁的 手段でもよいこととする。	
労働契約法4条、労働基準法施行規則5条、 職業安定法施行規則4条の2 等	労働契約における労働条件の 明示としての 書面交付義務の見直し	・労働契約における労働条件の明示としての書面交付義務について見直し、適宜電子署名を活用することを含めて電磁的方法による交付を認めることとする。	
労働者派遣法施行規則第26条、27条 等	労働者派遣における就業条件 等の通知手段の拡大	・労働者派遣における就業条件の明示や派遣先・派遣労働者への通知等の方法として、ID・パスワードの発行によるインターネット上での情報提供や、派遣元と派遣先による共有システム上での情報共有等の手段を認める。	
道路運送法、関係通達	運行管理における 対面点呼原則の撤廃	・現行法令では対面で点呼を実施するのが原則になっているが、 必要ななりすまし防止対策を講じた上で、ITの利用を全面的に 認める。	
公証人法第58条第1項、第62条の6第1項	電子定款手続の オンライン完結	・認証済の電子定款について、面前確認を見直し、公証役場 から受取人へオンラインでの送付を認める。	
犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法 及び政省令ほか年齢確認を求める法令、通達 等	本人確認の デジタル完結等	・非対面での本人確認手段・依拠方法等を多様に認める。	

### 1. デジタル完結な世界再先端サイバー経済圏の構築

# ③本人確認のデジタル完結(e-KYC)とワンストップ化

- ▶ 犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法 取引で本人確認を求める法令等について下記の点を実現できる よう総合点検してリスクベースに基づく必要な整備を行う。
  - ユーザビリティ・アクセシビリティに配慮したデジタル完結する 方法の整備。
  - ・他の事業者が所有する情報への依拠する方法や他の事業者へ 委託する方法の多様化・弾力化等による<u>ワンストップの実現</u>。

### 1. デジタル完結な世界再先端サイバー経済圏の構築

#### ④デジタルファースト推進運動による機運の醸成と意識改革

- 定 電子契約、電子署名等を官民で実行する『デジタルファースト 推進月間』などで機運を高め、デジタル化を一気に進める契機を 作る。
- ▶ 対面での会議の削減・廃止やWeb会議の積極活用など、新しい働き方と合わせてデジタルファーストを実感する機会を推奨し、社会全体の意識改革を進める。

# ①利用者目線から見たKPIの法定化

#### > <u>デジタルファースト</u>

・24時間365日、すべての行政サービスにオンラインでアクセスでき、オンラインで完結できることをデフォルト化する。非デジタルによる手続きを国民は拒否できる。

#### ワンスオンリー

- ・申請者は二度同じ情報を求められない、バックオフィスのデータ連携により<u>添付書類を</u> 廃止するとともに、今まで提出・申告してた事項を不要とする。
- ・情報の<u>縦割り分断化から横断連携</u>により効率的かつユーザー本位の行政に転換する ことを位置付ける。

#### ▶ コネクテッド・ワンストップ

- どこでもスマホだけでひとつのIDですべての行政手続きが利用可能になる。
- 申請主義から発信主義へ行政を転換していくことを位置付ける。
- ■編集可能なファイル方式での申請様式の提供や電子メールでの利用がゴールではない。
- ・オンライン入力やAPI開放等が最低ライン。BPR等の見直しの結果、データ連携により申請作業すらなくすまでを視野に入れるべき。

# ②『非デジタル5原則』(対面原則/書面交付原則/押印原則/印紙原則/書式・様式原則)の完全撤廃と今後の設定禁止等

- ▶ 国、地方公共団体等の行政機関は、デジタルコミュニケーションを 阻害するアナログ5原則を完全撤廃し、また、今後そのようなものを 設定することの禁止を義務付ける。例外は安易に認めるべきでない。 どうしても必要な場合があったとしても、その当否を別の有識者が 入った検討会や外の行政機関がチェックする仕組みが必要であり、 所管省庁だけで決定できてしまう制度はしり抜けになるおそれ。
- ▶ 上記の前段を確保するため、『一括整備法令』を合わせて整備 する。
  - ・上記の5原則を行政手続きにおいて法令上求めている場合は、その原則を 一括整備法令等(**法律・政令・省府令・条例・通達・ガイドライン・運用レベル)**に より完全撤廃する。

# ③行政手続きにおける、デジタル技術を活用した BPR実施によるユーザーファーストの実現等

- ▶ 国・地方公共団体等行政機関におけるBPR実施とその結果公表の義務化と それらを検証する枠組みの法定化。
- ▶ 国・地方公共団体における全手続き(法律・政令・省令・通達等全レベル)による 添付書類の完全撤廃によるワンスオンリーの実現。今回、合わせて、それらを 撤廃する『一括整備法令』を整備する。
  - ●上記のワンスオンリーを実現するうえでは、<u>データ連携基盤の構築</u>のほか、下記を国・地方公共団体等行政機関に義務付けることが必要。
  - ・行政情報を共同利用することを原則とすること。
  - ·共通語彙基盤·文字情報基盤等の<u>標準データ体系への準拠。</u>
- 納税事実の証明等行政機関の情報連携で確認できるものは、国民に書類 提出を求めない。
- ▶ 行政機関内部の事務処理・決済や公文書管理もデジタル化をデフォルト化。

# ④行政による『API開放の義務化』による ユーザーフレンドリーな行政の実現

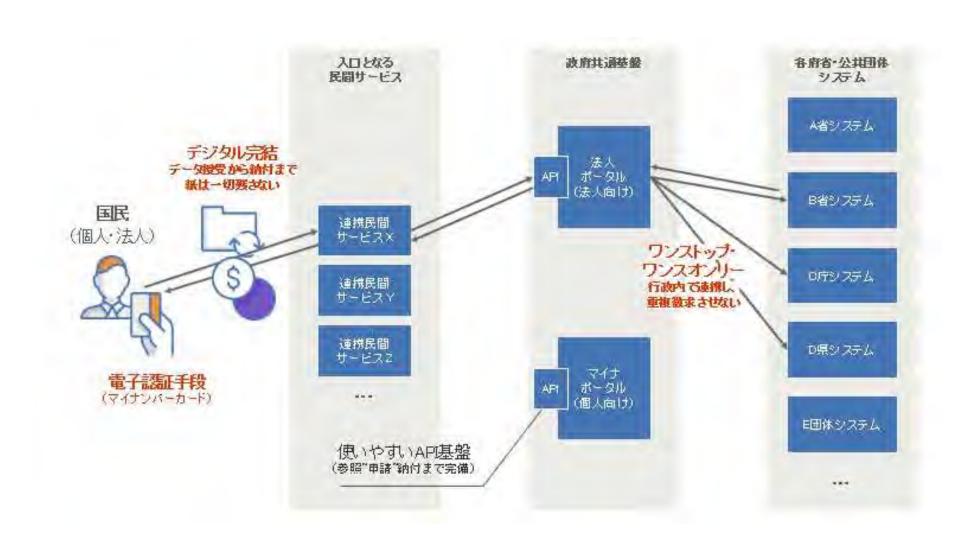
- ▶ 『行政システムの自前主義からの脱却』を理念として位置付ける。
- ▶ 行政手続きに関する申請システム等をAPI開放することを行政 機関に義務付ける。
- ▶ 国・地方の行政機関に対して、民間の開発技術者(特にAPIの ユーザ企業の開発技術者)がインターフェースを開発しやすい 環境を整備することを義務付ける。
  - (複雑すぎる制度の簡素化、テスト環境の整備、制度・技術両方を 踏まえた密な対話・すり合わせの場の設置など)。
- ➤ 行政側のAPIリテラシーを向上させるための支援を実施する。

## ⑤個人・法人の認証方法の完全デジタル化等の実現

- → 行政手続きでのすべての本人確認手続きにつき、デジタル完結を 可能とする。
- マイナンバー制度のアクセス利用者が100%となるよう、キラーコンテンツの拡充とセットで、マイナンバーカード交付の拡大、モバイルアクセスの実現を図る。
- ▶ 法人認証基盤・法人版マイナポータルを早期に構築し、全省庁・ 全地方公共団体の活用に向けたロードマップを明確にしたうえで 展開する。

21

## 我々の考える法人ポータルのイメージ



# ⑥デジタル化への移行に対するインセンティブの付与等の 検討

- ▶ 電子申請案件に対する優先処理や手数料引き下げ等のインセンティブの付与の検討。
- ▶ 情報基盤提供に係る国民負担最小化の検討(マイナンバーを 利用したバックヤード連携のJ-LISに係る費用負担、法人登記電子 証明書の費用負担等の妥当性の検証など)。

### 3. データ体系とデータ基盤の構築・充実

## ①データ体系の整備と活用の義務化

- ▶ 政府は、データ化するための基盤整備やデータクレンジングを 行うこととし、語彙、コード、文字等の標準化を図る。
- ▶ 国、地方公共団体等行政機関に、共通語彙基盤・文字情報 基盤等の標準データ体系への準拠を義務付ける。
- > 住所データ等の行政機関間の情報連携。

### 3. データ体系とデータ基盤の構築・充実

## ②マイナンバー制度の活用

- ▶ マイナンバー制度に関連するキラーコンテンツの充実と普及。
- マイナポータルを徹底活用したワンストップ行政の実現(API 開放含む)。
- ▶ スマホアクセス、モバイル対応の完結。
- ▶ 『特定個人情報』としての扱いに関連する見直し。 (本人の同意に基づき、マイナンバー利用事務内での提供制限の解除、個人番号関係事務実施者内における名寄せ等での活用可能化、共同利用制度の導入など)
- ▶ マイナンバー制度の利用の努力義務化の検討。

## ③法人番号制度の活用と法人情報基盤の整備

▶ 法人認証基盤・法人版マイナポータルを早期に構築し、全省庁・ 全地方公共団体の活用に向けたロードマップを明確にした上で 展開する。

### 3. データ体系とデータ基盤の構築・充実

#### 4民間ビジネス拡大と社会的課題解決のためのデータ基盤整備

- ▶『不動産版マイナンバー』を活用した『不動産情報バンク』の整備 (次頁参照)。
- ▶ドローン活用に関する航空交通管制に係る情報基盤整備。
- ▶ 民間の業務上必要な二一ズに合致した自動車車両関連データの データ基盤、トレーサビリティの制度の創設。
  - (自動車検査履歴・リコール情報のDB、整備記録簿のデジタル 化とオープンデータ化等)。

# 【参考】不動産版マイナンバーによる不動産情報バンク

現状の「不動産総合データベース」を進化させ、 より総合的な情報データベースである 『不動産情報バンク(仮称)』の構築を提案する

#### ■制度設計のポイント

- ・『不動産版マイナンバー』の整備
- ・官によるオープンデータ政策の推進によるバンク搭載情報の充実化
- ・登記簿における成約取引情報の記載の必須化
- ・インスペクション実施の有無と実施している場合の内容を搭載する
- ・公的不動産 (PRE) の情報を充実させる

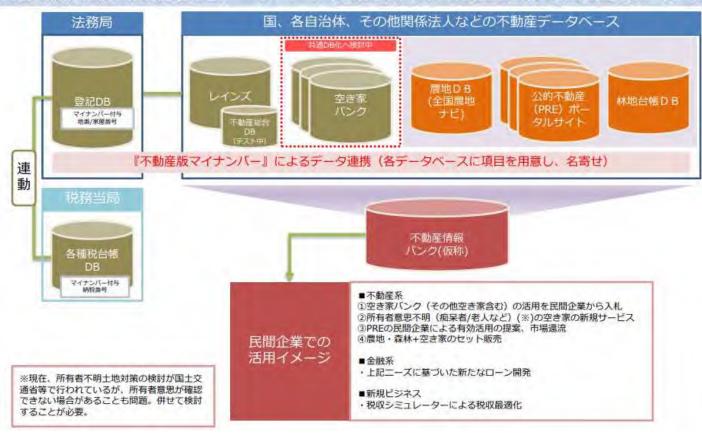
#### **■制度設計の留意事項**

- 不動産関連の総合的な情報化を進めるための組織体制の強化を図るべき
- 上記の整備に当たっては、新技術の積極活用を検討するべき (登配簿等におけるブロックチェーンの活用、AIの有効活用など)
- ・公的不動産(PRE)の利用促進のための措置を同時に実施 (国・地方公共団体の低未利用な公的不動産の情報集約公開の拡充、低未利用公的不動産の民間活用手続きを進めるための全体的な方針・KPI決定と政府機断的なワンストップ体制・司令塔機能の構築、民間提案型の仕組みの構築、資産活用に関する代理人制度の導入等)

# 【参考】不動産版マイナンバーによる不動産情報バンク

# 「不動産情報バンク(仮称)」のイメージ

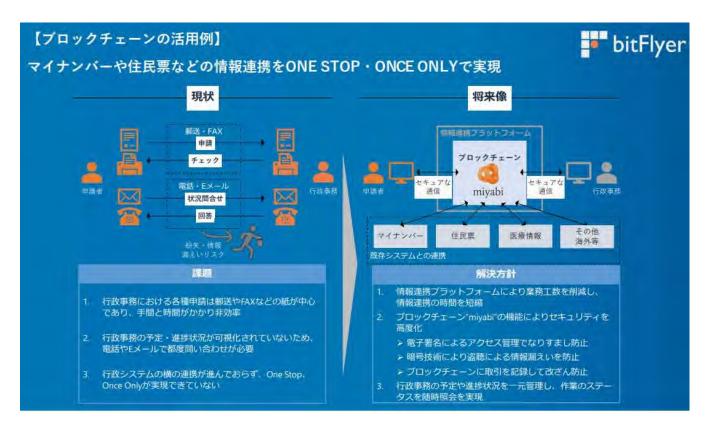
共通 I Dとしての『不動産版マイナンバー』を用意し、それをキーに、中央政府機関、地方公共団体、その他関係法人の不動産関連データベースを連携する。地理空間情報とも連携。 [参考資料®]



(出典)2017年2月13日新経済連盟提言『不動産・新産業革命~名目GDP600兆円に向けた成長戦略』より抜粋

#### 4. 新技術の活用

- ▶ 登記、戸籍等行政事務へのブロックチェーンの活用。
- ▶ クラウド活用等による行政コスト削減の徹底。



(出典)2018年5月11日 第14回 新戦略推進専門調査会/ 第10回 官民データ活用推進基本計画実行委員会 合同会議にビッドフライヤー加納氏が提出した資料

#### 5. 社会全体のデジタル化に向けた旗艦プロジェクトの導入

▶ 官民連携しての分野別の旗艦プロジェクトの導入。 (関係者が多数関与するため、政府の音頭で各種調整を図り、 民間の知見やニーズに十分留意しながら官民連携でサービス提供)

#### 【事例】

- ・個人向けワンストップ 引っ越し、死亡・相続、介護、自動車保有・登録
- ・法人向けワンストップ 法人設立手続き、社会保険・税手続き、補助金・規制手続き
- ・情報基盤整備 都市全体の3Dモデル化、『不動産情報バンク』、 ドローン航空管制DB、自動車トレーサビリティ基盤
- ・官民データ連携 観光(訪日観光客への多言語での情報提供・収集に活用) 交通(次世代モビリティシステム、MaaS構築等) ヘルスケア(オンライン医療・服薬指導や医療介護連携等)

## 6. 官民でのキャッシュレスプラットフォームの整備

- ➤ 3年以内にキャッシュレス決済比率90%など野心的な目標を設定する。 ※B2Cだけでなく、B2B、B2Gでも促進。
- ▶ 地方公共団体がマイナポータルにおける公金決済機能を積極的に 活用するようにする。
- > インターネットバンキングの利用推進。

#### 7. 推進体制の整備

- デジタルトランスフォーメイションに関する人材育成・確保を充実 強化する。
- ▶ 政府CIOの権限を強化する(各プロジェクトの『予算執行直接 コントロール権』の付与など)ことにより、各省庁がより確実に コミットする体制を構築する。また、政府CIO補佐官等の技術的 知見をより活用させることができるような枠組みを整備する。
- ▶ 本法案に基づく全体施策の達成状況のフォローアップと評価を 行い、改善策を実施するといったPDCAサイクルの枠組みを あらかじめ整備する。

